

# 松戸市新焼却施設整備事業

## 入札説明書

令和8年1月  
(令和8年3月3日修正版)  
松戸市

## 目 次

I 入札説明書の位置づけ .....	1
II 事業の概要 .....	2
III 民間事業者の募集及び選定に関するスケジュール等 .....	7
IV 入札参加者に関する条件 .....	14
V 落札者の決定及び契約に関する事項 .....	22
VI 事業実施に関する事項 .....	25
VII 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 .....	26
VIII 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 .....	28
IX その他 .....	29
別紙-1 対価の構成と改定方法 .....	30

本入札説明書で用いる用語を次のとおり定義する。

本市	： 松戸市をいう。
本事業	： 松戸市新焼却施設整備事業をいう。
本施設	： 本事業で更新する松戸市新焼却施設を構成する施設をいう。
PFI法	： 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)をいう。
特定事業の選定	： PFI法第7条に規定されている事項。本事業においては、PFI事業に準じたDBO方式を採用することから、これにより実施することが適切であると公共施設等の管理者等が認める事業を選定することをいう。
DBO方式	： Design(設計)、Build(建設)、Operate(運営・維持管理)を民間事業者に一括して委ねる民活事業手法をいう。
入札参加者	： 本事業の入札に参加する企業又は企業グループをいう。
選考委員会	： 松戸市新焼却施設整備事業者選考委員会をいう。
落札者	： 入札参加者のうち、選考委員会における最優秀提案の選定結果をもとに本市が決定した者をいう。
残存企業	： 入札参加者のうち、参加資格を喪失した企業がいた場合、参加資格を喪失しなかった企業をいう。
SPC	： 落札者の構成企業が本事業の運営・維持管理を実施するために株主として出資し設立する特別目的会社(Special-Purpose-Company)をいう。
事業者	： 本市と本事業の基本契約を締結する者をいう。落札者及びSPCで構成される。
構成企業	： 入札参加者を構成する企業をいう。
代表企業	： 入札参加者を代表する企業をいう。
構成員	： 構成企業のうち、SPCに出資を行う企業をいう。
協力企業	： 構成企業のうち、SPCに出資を行わない企業をいう。
設計・建設企業	： 本市と建設工事請負契約を締結する、本事業の設計・建設業務を行う構成企業による共同企業体をいう。なお、締結相手が一者である場合は共同企業体を設立する必要はなく、その場合は設計・建設業務を行う企業単体をいう。
建築物の設計・建設を行う者	： 設計・建設企業のうち、建築物の設計・建設を行う民間事業者を総称して又は個別にいう。
プラント設備の設計・建設を行う者	： 設計・建設企業のうち、プラント設備の設計・建設を行う民間事業者を総称して又は個別にいう。
運営・維持管理企業	： 本事業における運営・維持管理業務をSPCから受託し担当する構成企業をいう。
基本協定	： 本市と落札者が、特定事業契約締結のために、必要とする権利、義務及び手続きについて定める協定をいう。
基本契約	： 事業者が本事業を一括で発注するために、本市と事業者で締結する契約をいう。
建設工事請負契約	： 本事業における設計・建設業務の実施のために、基本契約に基づき、本市と設計・建設企業が締結する契約をいう。
運営・維持管理委託契約	： 本事業における運営・維持管理業務の実施のために、基本契約に基づき、本市とSPCが締結する契約をいう。
特定事業契約	： 本事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運営・維持管理委託契約の総称をいう。
入札説明書等	： 本事業の入札公告において公表する、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書(案)及び特定事業契約書(案)をいう。
モニタリング	： 事業者が実施する設計・建設及び運営・維持管理の実施状況についての本市の監視をいう。

## I 入札説明書の位置づけ

本入札説明書は、本市が PFI 法に準じ、令和8年1月 16 日に特定事業として選定した本事業を実施する事業者を募集及び選定するにあたり、入札参加者を対象に交付するものである。

なお、この交付は、本市ホームページでの公表をもって代えることとする。

本事業の基本的な考え方については、令和7年12月5日に公表した実施方針と同様であるが、本事業の条件等については、実施方針等に対する質問・意見を反映している。

したがって、入札参加者は、本入札説明書の内容を踏まえ、応募に必要な書類を提出するものとする。また、別添資料の「要求水準書」、「落札者選定基準」、「様式集」、「基本協定書(案)」、「基本仮契約書(案)」、「建設工事請負仮契約書(案)」、「運営・維持管理委託仮契約書(案)」、「モニタリング実施計画説明書」、「対面対話実施要領」は、本入札説明書と一体のものとする。

本市は、本事業について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、PFI 法に準じた DBO 事業として実施することとする。

## Ⅱ 事業の概要

### 1 事業名称

松戸市新焼却施設整備事業

### 2 対象となる公共施設の種類

廃棄物処理施設

### 3 公共施設等の管理者

松戸市長 松戸 隆政

### 4 事業の目的

本市では、これまで可燃ごみ等について、クリーンセンター(松戸市高柳新田)(以下、「旧施設」という。)と和名ヶ谷クリーンセンターで処理を行ってきた。しかし、施設の老朽化に伴い令和2年3月にクリーンセンターを稼働停止し、現在は和名ヶ谷クリーンセンターのみで処理を行っており、処理しきれない可燃ごみは、ごみ中継施設で積み替えを行い、近隣市等で処理している。

和名ヶ谷クリーンセンターも平成7年の稼働開始から30年余りが経過し老朽化が進んでおり、稼働停止を見据え、新たな処理体制の構築に向けた廃棄物焼却等施設の整備を進める必要があることから、クリーンセンター跡地に新たな焼却施設を整備する。

本事業は、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用することにより、本施設の効率的かつ効果的な設計・建設及び運営・維持管理を行い、本市の財政負担の縮減と公共サービスの一層の向上を図ることを目的とする。

### 5 事業の内容

#### (1) 事業方式

本事業は、PFI法に準じて実施する事業であり、事業者が、本市の所有となる本施設について設計・建設及び運営・維持管理を一括して受託するDBO方式とする。

#### (2) 契約の形態

事業期間は、特定事業契約締結日より令和35年12月31日までとする。

- ① 本市と事業者は、基本契約を締結する。
- ② 基本契約に基づいて、本市は、建設事業者と建設工事請負契約を締結する。
- ③ 基本契約に基づいて、本市は、SPCと運営・維持管理委託契約を締結する。

#### (3) 事業期間

事業期間は次のとおりとする。

- ・設計・建設期間 : 特定事業契約締結日から令和15年12月31日まで(7年間)
- ・運営・維持管理期間 : 令和16年1月1日から令和35年12月31日まで(20年間)

なお、事業者提案の採用により、本市が設計・建設期間を短縮した場合、本施設の正式引

渡しの翌日から20年間とする。

#### (4) 事業期間終了後の措置

本市は、事業期間終了後も本施設を継続して使用する予定である。事業者は、事業期間終了時に、本施設を、本市の定める引継時における施設の要求水準を満足する状態で、本市に引継ぐものとする。

また、本市が本事業終了後も本施設を継続して使用するために、事業者は事業終了後も、本市又は本市が指定する者への特定部品の供給に協力することとし、当該協力内容の詳細について、本市と協議を行うものとする。

#### (5) 事業の対象となる業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

##### ア 設計・建設業務

- ① 各種許認可等
- ② 土壌汚染調査・対策
- ③ 解体(旧施設、多目的広場等及び事業用地に隣接する敷地内余熱利用施設)
- ④ 設計(補完的な測量・地質調査等、本業務の実施に必要な調査等を含む)
- ⑤ 敷地造成工事
- ⑥ 建設

※事業用地に隣接する敷地内に整備する新たな余熱利用施設の責任分界点までの余熱供給配管・電気供給配線等に係る工事を含む。なお、新たな余熱利用施設の詳細は未定。

- ⑦ 循環型社会形成推進交付金申請手続きの支援
- ⑧ 一般廃棄物処理施設の設置に係る各種届出等の支援
- ⑨ その他関連業務

##### イ 運営・維持管理業務

- ① 受付(受付・計量、料金徴収代行、記録・管理)
- ② 運転管理(運転計画の作成、適正運転、搬入管理、運転管理記録の作成・報告)
- ③ 用役管理(用役利用計画の作成、用役の確保、用役利用記録の作成・報告)
- ④ 維持管理(点検計画及び維持・補修計画の策定、点検・検査、補修・修繕、消耗品、予備品の調達、管理、点検・補修記録の作成及び報告)
- ⑤ 余剰電力の売却手続き支援
- ⑥ 余熱利用管理(発電・余熱供給、余熱利用記録の作成・報告)  
※事業用地に隣接する敷地内に整備する新たな余熱利用施設の責任分界点までの余熱供給配管・電気供給配線等の維持管理を含む。
- ⑦ 運営・維持管理期間の終了時の引継ぎ
- ⑧ 清掃
- ⑨ 安全管理
- ⑩ 警備
- ⑪ 運営・維持管理の監視(セルフモニタリング)

- ⑫ 住民説明(各種協議会等における技術的説明)
- ⑬ 情報管理(HP 作成・情報公開を含む)
- ⑭ 住民対応(苦情対応)等(本施設には、本市職員が常駐しないため、代表電話の窓口対応も含むものとする。)
- ⑮ 見学者対応
- ⑯ 啓発業務(環境教育及び情報発信)の実施及び支援等
- ⑰ その他関連業務(保険の加入等)

## (6) 本市が行う業務

### ア 設計・建設に関する業務

- ① 事前調査業務等(建設用地の確保、測量・地質調査)
- ② 近隣同意の取得、近隣対応(本市が行うべきもの)
- ③ 一般廃棄物処理施設の設置にかかる各種届出等
- ④ 環境影響評価
- ⑤ 循環型社会形成推進交付金申請手続き
- ⑥ 設計・工事監理(モニタリング)の実施
- ⑦ その他関連業務

### イ 運営・維持管理に関する業務

- ① 関連施設への電力の託送
- ② 余剰電力の売却手続き
- ③ 一般廃棄物等の搬入
- ④ 副生成物(主灰及び飛灰等)及び金属等の運搬、処分
- ⑤ 運営・維持管理の監視(モニタリング)
- ⑥ 見学者(行政視察)対応の支援
- ⑦ 啓発業務(環境教育及び情報発信)
- ⑧ その他これらを実施するうえで必要な業務
- ⑨ その他関連業務(保険の加入等(市が行うべきもの))

## (7) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりとする。

### ア 設計・建設業務に係る対価

本市は、事業者が実施する設計・建設業務に係る対価を、設計・建設費として設計・建設企業に支払う。支払いは、基本的に出来高に応じて支払うものとする。

### イ 運営・維持管理業務に係る対価

本市は、事業者が実施する運営・維持管理業務に係る対価を、別紙-1に示す委託料A~C(固定費、変動費、補修費)として運営・維持管理期間にわたってSPCに支払う。委託料A~Cは、別紙-1に基づき改定することができるものとする。

## (8) 余熱利用計画

### ア 熱エネルギーの利活用について

事業者は、焼却処理により発生する熱エネルギーを回収し、発電及び余熱利用を行うこと。

特に、発電した電力は本施設内で利用するとともに、発電電力の一部は本市の関連施設(市庁舎等)への自己託送により供給することを前提とする。なお、余剰となった電力については、売電を前提とする。

また、余熱利用(蒸気・給湯)により、事業用地に隣接する敷地内に整備する新たな余熱利用施設に熱供給を行うこと。なお、余熱利用施設の詳細は未定である。

### イ 売電について

余剰電力は、電力会社等へ売電するため、事業者は売電収入の向上を十分考慮し、運営・維持管理業務を行うとともに、施設内利用分の最小化や売電単価の低い時期に定期点検を実施するなど、売電収入の増加に努めること。

なお、本事業では、売電収入は本市の帰属を原則とする。

## (9) 本市が適用を予定している交付金について

本市は本事業の実施に関して、循環型社会形成推進交付金の適用を予定している。交付金の申請等の手続きは本市において行うが、事業者は申請手続きに必要な書類の作成等について本市を支援するものとする。

## 6 事業のスケジュール(予定)

基本協定の締結	令和8年9月
特定事業契約の仮契約締結	令和8年10月
特定事業契約の本契約締結	令和8年12月
設計・建設期間	特定事業契約締結日～令和15年12月31日
運営・維持管理期間	令和16年1月1日～令和35年12月31日 なお、事業者提案の採用により、本市が設計・建設期間を短縮した場合、本施設の正式引渡しの翌日から20年間とする。

## 7 法令等の遵守

本市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

### Ⅲ 民間事業者の募集及び選定に関するスケジュール等

#### 1 事業者の募集及び選定方法

本市は、本事業への参加を希望する民間事業者を公募し、総合評価一般競争入札方式(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2)により事業者を決定するものとする。

#### 2 事業者の募集及び選定の手順

##### (1) 事業者の募集・選定スケジュール(予定)

本事業における事業者の募集・選定スケジュール(予定)は次のとおりとする。

令和8年 1月19日(月)	入札公告(入札説明書等の公表)
令和8年 1月19日(月)～2月6日(金)	入札説明書等に対する質問の受付(第1回)
令和8年 1月19日(月)～2月27日(金)	現地確認
令和8年 3月3日(火)	入札説明書等に対する質問回答の公表(第1回)
令和8年 3月4日(水)～3月17日(火)	参加表明書、入札参加資格確認申請書等の受付
令和8年 4月3日(金)	参加資格審査結果の通知
令和8年 4月3日(金)～4月10日(金)	入札説明書等に対する質問の受付(第2回)
令和8年 4月23日(木)～4月24日(金)	対面対話の実施
令和8年 5月12日(火)	入札説明書等に対する質問回答の公表(第2回)
令和8年 6月11日(木)～6月16日(火)	入札提案書類(入札書、提案書等)の受付
令和8年 8月下旬	落札者の決定・公表
令和8年 9月頃	基本協定の締結
令和8年 10月頃	特定事業契約の仮契約締結
令和8年 12月頃	特定事業契約の本契約締結

##### (2) 応募手続き等

###### ア 入札説明書等に対する質問の受付(第1回)

入札説明書等に対する質問を次のとおり受け付ける。

###### ① 受付期間

令和8年1月19日(月)～令和8年2月6日(金)午後5時

###### ② 提出方法

入札説明書等に対する質問書(第1号様式)に必要事項を記入のうえ、電子メールに記入済みの同様式のファイル(Microsoft Excel 形式)を添付し、①受付期間に記載する期間内に、松戸市環境部清掃施設整備課に送付して提出すること。なお、電子メールの総容量は5メガバイト以内とし、提出者は電話により、電子メールの着信確認を行うものとする。

○送付先:松戸市 環境部 清掃施設整備課

〒271-8588 千葉県松戸市根本 387 番地の 5 新館6階

○電子メールアドレス:mcsshisetsu@city.matsudo.chiba.jp

○電話番号:047-366-7335

#### イ 現地確認の実施について

建設計画地の現地確認を次のとおり受け付ける。

##### ① 対応期間

令和8年1月19日(月)～令和8年2月27日(金)

午前9時から午後5時まで(午後 12 時から午後13時は除く)

##### ② 実施内容

本市職員による現地案内を行う。なお、ここでの質問は一切受け付けない。

##### ③ 申込方法

現地確認の申込に際しては、希望日の3日前までに「現地確認への参加申込書」(第4号様式)に必要事項を記入し、電子メールにより松戸市環境部清掃施設整備課に提出すること。また、参加希望者は電子メールを送付後、電話により着信の確認を行うこと。

本市は日程等の確認後に電子メールにより、可否を連絡する。なお、申込は本事業への参加を検討する参加資格要件に示す入札参加者に相当する者に限る。

##### ④ その他

現地確認当日は、所属する企業の社員証等、身分を証するもの(ただし、名刺は不可とする。)を持参すること。参加人数は制限しないが、参加者が代表で撮影するなど、過度な人数とならないようにすること。また、同じグループでの参加を予定する構成企業は、合同で参加すること。なお、入札提案書類の作成にあたり、建設計画地の調査等が必要な場合は、現地確認の申込時に申請のうえ、本市で実施可否を判断して連絡する。

#### ウ 閲覧資料の閲覧

本事業への応募を予定する法人を対象に、参加にあたっての参考資料として、「要求水準書(設計建設業務編)目次」に示す資料の閲覧の申込を以下のとおり受け付ける。

##### ① 受付期間

令和8年1月19日(月)～令和8年 6 月11日(木)

##### ② 申込方法

「イ 現地確認の実施について」に示す現地確認の申込と併せて、電子メール本文に閲覧資料の閲覧を希望する旨を記載すること。

##### ③ 資料提供方法

クラウドストレージサービスにて提供する。

##### ④ その他

閲覧資料は、機密情報等を含むため、第三者以外への提供を行わないこと。また、閲覧期間は落札者の決定・公表までとし、当該日以降、閲覧資料を速やかに消去すること。

エ 入札説明書等に対する質問及び質問への回答の公表(第1回)

提出された質問及び質問に対する回答は、令和8年3月3日(火)までに、本市ホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

オ 参加表明書、入札参加資格確認申請書等の受付

参加表明書及び参加資格審査申請書類を次のとおり受け付ける。

① 受付期間

令和8年3月4日(水)～令和8年3月17日(火)午後5時

② 提出場所

○送付先:松戸市 環境部 清掃施設整備課

〒271-8588 千葉県松戸市根本 387 番地の 5 新館6階

○電子メールアドレス:mcsshisetsu@city.matsudo.chiba.jp

○電話番号:047-366-7335

③ 提出方法

持参又は郵送での提出とする。

郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法とし、提出場所に必着とする。郵便事故等に起因する不着の場合は、引受時刻証明等により、受付の可否を本市にて判定する。

併せて、参加表明書及び入札参加資格申請書等を電子データ化(PDF)のうえ、大容量送付システム又はクラウドストレージサービスを利用し、ダウンロード用リンクを電子メールで送付すること。

④ 提出書類

次の書類を1部提出すること。

(ア) 参加表明書及び添付書類(第2号様式)

ア) 構成企業一覧表

イ) 委任状(代表企業)

ウ) 委任状(復代理人)

(イ) 参加資格審査申請書及び添付書類(第3号様式)

ア) 会社概要

イ) 企業単体の貸借対照表及び損益計算書(直近3年分)

ウ) 連結決算の貸借対照表及び損益計算書(直近1年分)

エ) 上記計算書類に係る監査報告の写し

オ) 納税証明書※(国税、都道府県税、市町村税の滞納がないことを証する書類)

カ) その他入札参加者の資格を証する書類の写し

※ オ)については、入札公告日から参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付最終日までに発行された、当該発行日時点における最新のものとする。

#### カ 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果については、令和8年4月3日(金)に入札参加者の代表企業に対し、書面にて通知する。参加資格があると認められた入札参加者には、提案時に用いる提案者番号等を併せて通知するので、提案書の作成に用いるものとする。なお、参加資格を確認された入札参加者数等については公表しない。

#### キ 参加資格がないと認められたものに対する理由の説明

参加資格審査結果の通知により、参加資格がないと認められた入札参加者は、本市に対して、令和8年4月8日(水)までに参加資格がないと認めた理由を問う書面(様式自由。ただし代表企業の代表者印を要する。)を郵送にて提出することにより、説明を求められることができる。本市は、説明を求められたときは、説明を求めた入札参加希望者の代表企業に対して、令和8年4月17日(金)までに回答を郵送する。

#### ク 入札説明書等に対する質問の受付(第2回)

入札説明書等に対する質問を次のとおり受け付ける。

##### ① 受付期間

令和8年4月3日(金)～令和8年4月10日(金)午後5時

##### ② 提出方法

入札説明書等に対する質問書(第2回)(第1号様式)に必要事項を記入のうえ、電子メールに記入済みの同様式のファイル(Microsoft Excel 形式)を添付し、①受付期間に記載する期間内に、松戸市環境部清掃施設整備課に送付して提出すること。なお、電子メールの総容量は5メガバイト以内とし、提出者は電話により、電子メールの着信確認を行うものとする。

○送付先:松戸市 環境部 清掃施設整備課

〒271-8588 千葉県松戸市根本 387 番地の 5 新館6階

○電子メールアドレス:mcsshisetsu@city.matsudo.chiba.jp

○電話番号:047-366-7335

#### ケ 対面対話の実施

参加資格が認められた入札参加者を対象として、提案書を作成するにあたり、本市においての本事業の位置づけや特徴を理解いただくことを目的に対面での対話を開催します。対面での対話を希望する入札参加者は、次のとおり申込むこと。

なお、対面での対話の実施については、対面対話実施要領を参照すること。

##### ① 開催日

令和8年4月23日(木)から令和8年4月24日(金)(予定)

② 開催時間

開催時間については、対面での対話を希望する入札参加者と本市において調整する。

③ 申込方法

本市に電話連絡し、開催日を調整したうえで、対面对話申込書(対面对話実施要領に添付)に必要事項を記入し、対面对話実施要領に従い提出すること。

コ 入札説明書等に対する質問への回答の公表(第2回)

提出された質問及び質問に対する回答は、令和8年5月12日(火)までに、本市ホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

サ 入札の辞退

参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者が、入札を辞退する場合は、入札提案書類の受付期限までに、入札辞退届(第5号様式)を持参により提出すること。

なお、入札を辞退した者について、これを理由として以後の本市の指名等に不利益な取扱いを受けるものではない。

シ 入札提案書類の受付

参加資格が確認された入札参加者からの入札提案書類を次のとおり受け付ける。

① 受付期間

令和8年6月11日(木)から令和8年6月16日(火)午前9時～午後5時

② 提出場所

○事務局:松戸市 環境部 清掃施設整備課

〒271-8588 千葉県松戸市根本 387 番地の5 新館6階

○電子メールアドレス:mcsshisetsu@city.matsudo.chiba.jp

○電話番号:047-366-7335

③ 提出方法

持参での提出とする。

④ 提出書類

入札提案書類については、次のとおりとする。

(ア)入札提案書類提出書(第6号様式)

綴じずに1部提出すること。

(イ)入札書(第7号様式)及び入札価格内訳書(設計・建設費)(第7-1号様式)

封筒に入れ封印し、1部提出すること。

(ウ)要求水準に関する誓約書(第8号様式)

綴じずに1部提出すること。

- (イ) 提案書(第9号様式～第15号様式)
  
- (カ) 基本設計図書
  - ア) 各設備概要(施設面積、主要施設の仕様等、施設計画の概要を整理すること。)
  - イ) プラント工事関係
    - a) 提案仕様書  
(提案する施設の仕様を「提案仕様記載用フォーマット」に記載したもの)
    - b) フローシート
      - ・ ごみ、空気、排ガス、主灰・飛灰、薬剤
      - ・ 給水、排水(プラント排水、生活排水等)
      - ・ ボイラ給水、蒸気、復水
    - c) 設計計算書
      - ・ 性能曲線図
      - ・ 物質収支
      - ・ 熱収支
      - ・ 用役収支
      - ・ 火格子燃焼率
      - ・ 燃焼室熱負荷
      - ・ ボイラ関係計算書(通過ガス温度)
      - ・ 発電出力及び発電効率・エネルギー回収率計算書
      - ・ 煙突拡散計算書
      - ・ 主要機器容量計算、性能計算、構造計算
      - ・ その他必要なもの
    - d) 施設全体配置図(土木建築、外構含む)、動線計画図、主要平面図、断面図、立面図
    - e) 各階機器配置図
    - f) 計装制御系統図
    - g) 電算機システム構成図
    - h) 電気設備図(主要回線単線結線図)
    - i) 非常用発電機容量計算書
    - j) 海外製作機器リスト
  - ウ) 土木建築工事関係
    - a) 建築一般図(各階平面図、立面図、断面図)
    - b) 設計概要書(意匠、構造、電気、機械、外構等)
    - c) 色彩計画書
    - d) 透視図・鳥かん図
    - e) 日影図
    - f) 建築設備機器一覧表
    - g) 建築内部、外部仕上表
- エ) 実施設計工程表、工事工程表(土木・建築、プラント、建築設備・電気)
- オ) 運転計画書

- カ) 運営・維持管理期間中の本施設の維持管理計画一覧表(主要な点検、補修、更新等がわかるもの(費用を含む))
- キ) 運営・維持管理期間後の10年間に想定される本施設の維持管理計画一覧表(主要な点検、補修、更新等がわかるもの(参考概算費用含む))

(カ) 提案書・基本設計図書作成要領

- ・ 提案書については、第9号様式～第15号様式の順に、各ページの下に通し番号を振り、A4判・縦長・左綴じ(A3判は横長で一連とし折り込むこと。)、片面印刷、正本1部、副本7部を提出すること。なお、提案書は、各様式に定める提案記入枠内に、特に指定のない限り文字サイズ11ポイントにて作成すること。ただし、図表に用いる文字はこの限りでない。
- ・ 基本設計図書については、A3判、片面印刷で作成し、前記の順に横長左綴じにより、正本1部、副本7部を提出すること。
- ・ 提案書及び基本設計図書については、内容データを記録したCD-R又はDVD-Rを2部提出すること。

なお、使用ソフトはMicrosoft Word形式、Microsoft Excel形式、PDF形式(Windows対応)とすること。

- ・ 提案書のうち文書で記載するものについては、図表、絵及び写真等を使用して差し支えない。また、着色は自由とする。
- ・ 各様式で枚数の指定があるものは、それに従うこと。
- ・ 様式が複数ページにわたる時は、左上の様式番号の次に番号を振ること。  
例. 第●-●号様式(1/2)
- ・ ロゴマークの使用を含めて、構成企業名がわかる記述を避けること。ただし、提案書のうちの正本1部については、表紙及び表紙以外の各様式において代表企業名を明らかにすること。
- ・ 各様式で提案を求めている全ての項目について記載するとともに、様式間の不整合がないよう留意すること。
- ・ 使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年5月20日法律第51号)に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時とすること。

ス 入札提案書類に関するヒアリング

入札提案書類を提出した入札参加者に対して、令和8年8月に入札提案書類に関するヒアリングを行う。なお、詳細については、入札提案書類提出後に入札参加者の代表企業に書面により通知する。

セ 開札

入札書の開札については、入札参加者又はその代理人の立会いのうえ令和8年8月に行う。立会いを行う者は、各入札参加者で1名とする。また、代理人が開札に立会う場合、「委任状(開札の立会い)」(第16号様式)を、当日持参すること。なお、日時や場所等の詳細が決定し次第、各入札参加者の代表企業に通知する。

## IV 入札参加者に関する条件

### 1 入札参加者の備えるべき参加資格要件

#### (1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

- ア 入札参加者は、構成員と協力企業で構成されるものとする。なお、構成員のみとすることも可能とする。また、入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより1者とすることも可能とする。なお、構成員及び協力企業ともに参加表明時に企業名を表明しなければならない。
- イ 入札参加者の構成企業の企業数は任意とするが、構成企業は本事業の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。
- ウ 設計・建設業務において、プラント設備の設計・建設を行う者は構成員とならなければならない。また、運営・維持管理業務において、SPCから直接、「運転管理業務」又は「維持管理業務」の委託を受けることを予定する者は、構成員とならなければならない。
- エ 入札参加者は、本市との交渉窓口となる構成企業1社を「代表企業」として定める。なお、「代表企業」は、本施設のうち、プラント設備の設計・建設を行う設計・建設企業とする。なお、当該代表企業が入札手続き等を行うものとする。
- オ 参加表明書及び入札参加資格審査申請書類の受付以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、本市が認めた場合は、この限りでない。
- カ 入札参加者の構成企業が、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。
- キ 入札参加者を構成する場合、代表企業、構成企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の入札参加者の代表企業、構成企業になることは認めない。なお、「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう(以下同じ。)

#### ① 資本関係がある場合

次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する2者の場合。

(ア) 親会社(会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### ② 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する2者の場合。なお、役員とは、社外役員を含む、

常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

(7) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(1) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

③ その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合 また、①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合、構成員が、複数の企業等で構成されるものである場合には、これらを構成するものについても他の応募者の構成員となることはできない。

ク 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

## (2) 入札参加者の共通の要件

ア 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。

イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。

ウ 本市の令和6・7年度入札参加資格者名簿(役割に応じた業種)に登載された者であること。また、「ちば電子調達システム」により、上記と同様の内容で令和8・9年度松戸市入札参加資格審査申請をしていること。

## (3) 各業務を行う者の要件

応募者の構成企業には、本施設の設計・建設、運営・維持管理の各業務を行う者として、以下のアからウの各項の要件を満たす企業を含むこと。なお、1者で複数の要件を満たす場合は、当該1者のみで複数の要件に係る業務にあたることが可能である。

ア 設計・建設企業のうち、本施設の建築物(プラント設備を除く)の設計・建設を行う者は、次の要件を満たすこと。なお、複数の者で参加することも可能とし、その場合には、建築物(プラント設備を除く)の設計を行う者は全ての者が①を満たし、建築物の建設を行う者は全ての者が②、③、少なくとも1者が④～⑤を満たすこと。

① 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

② 本市の令和6・7年度入札参加資格者名簿(建設工事等 業種:建築一式工事)に登載された者であること。また、また、「ちば電子調達システム」により、上記と同様の内容で令和8・9年度松戸市入札参加資格審査申請をしていること。

③ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による特定建設業(建築一式工事)の許可を取得していること。

- ④ 地方公共団体の一般廃棄物処理施設(平成25年4月以降に稼働した施設に限る。)で全連続燃焼式焼却施設の建築物(プラント設備を除く)に係る設計・建設工事の納入実績を有すること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものであること。
  - ⑤ 建設業法における建築工事業に関わる監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。(配置する監理技術者は参加表明書の提出日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。)
- イ 設計・建設企業のうち、本施設のプラント設備の設計・建設を行う者は、次の要件を満たすこと。なお、複数の者で参加することも可能とし、その場合には全ての者が②～④を満たし、少なくとも1者は①を満たすこと。
- ① 平成25年4月以降にしゅん工した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設(処理能力100t/日・炉以上かつ複数炉構成であり、1年以上稼働している施設とする。)のプラント設備に係る設計・建設工事の納入実績を元請として1件以上(震災等の仮設焼却施設の納入実績は除く。)有すること。なお、共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上場合のものであること。
  - ② 建設業法第3条第1項の規定による特定建設業(清掃施設工事業)の許可を受けていること。
  - ③ 本市の令和6・7年度入札参加資格者名簿(建設工事等 業種:清掃施設工事)に記載されている者であること。また、「ちば電子調達システム」により、上記と同様の内容で令和8・9年度松戸市入札参加資格審査申請をしていること。
  - ④ 建設業法における清掃施設工事業に関わる監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。(配置する監理技術者は参加表明書の提出日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。)
- ウ 運営・維持管理企業のうち、運転管理業務若しくは維持管理業務を実施する者は、次の要件を満たすこと。なお、同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる運転管理業務を担う1者が、①～③の要件を満たすこととし、②は運転管理業務若しくは維持管理業務を担う者のうち少なくとも1者が満たすこととし、③は運転管理業務若しくは維持管理業務を実施する全ての者が満たすこと。
- ① 地方公共団体の一般廃棄物処理施設(震災等の仮設焼却施設は除く。)で、ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設(処理能力100t/日・炉以上かつ複数炉構成とする。)における1年間以上の運転管理実績を元請として有すること。

- ② ごみ処理施設の廃棄物処理施設技術管理者になり得る資格を有し、一般廃棄物を対象としたボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設(処理能力100t/日・炉以上かつ複数炉構成とする。)の現場総括責任者としての経験を有する者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営・維持管理開始後2年間以上配置できること。
- ③ 本市の令和6・7年度入札参加資格者名簿(委託又は建設工事等)に登載された者であること。また、「ちば電子調達システム」により、上記と同様の内容で令和8・9年度松戸市入札参加資格審査申請をしていること。

#### (4) 入札参加者の構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成員及び協力企業となることはできない。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。
- イ PFI法第9条の規定に該当する者。
- ウ 本市の令和6・7年度松戸市入札参加資格者名簿に登載されていない者。また、令和8・9年度松戸市入札参加資格審査申請をしていない者。
- エ 松戸市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱及び松戸市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中の者。
- オ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。
- カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者。(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)
- キ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。(再生手続開始の決定がなされた場合を除く。)
- ク 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。
- ケ 清算中の株式会社で、会社法に基づく特別清算開始命令がなされた者。
- コ 松戸市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領により入札排除期間中である者。
- サ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(同条第6号に規定する暴力団員

又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体に該当する者。

シ 国税又は地方税を滞納している者。

ス 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金以上の刑に処され、その執行を終わった、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。

セ 本事業に係るアドバイザー業務を受託している者、当該アドバイザー業務を受託している者とアドバイザー業務において提携関係にある者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。

なお、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。本事業に関し、本市のアドバイザー業務を行う者及び提携関係にある者は次のとおりである。

- パシフィックコンサルタンツ株式会社
- 日比谷パーク法律事務所

ソ 本事業の評価を行う選考委員会の委員及び当該委員が所属する者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。

タ 以下に定める届出の義務のいずれかを履行していない者(当該届出の義務がない者を除く。)

- 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出の義務
- 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出の義務
- 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務

## (5) 参加資格要件の確認

ア 入札参加資格確認基準日

入札参加資格確認申請書等の受付最終日とする。

イ 参加資格確認基準日から入札提案書類提出日の前日までに参加資格を喪失した場合  
入札参加者の構成員又は協力企業のうち、1ないし複数企業が参加資格を喪失した場合は、原則として当該入札参加資格を取り消すものとする。

ただし、残存企業のみで入札参加者の再構成を本市に申請し、入札提案書類の提出日までに本市が認めた場合は、引き続き有効とする。(この場合における参加資格確認基準日は、入札参加者の再構成を本市に提出した日とする。)

なお、当該残存企業のみで本実施方針に定める入札参加者の参加資格要件を満たし

ていることが必要となる。

ただし、代表企業が参加資格を喪失した場合は、当該入札参加者の参加資格を取り消すものとする。

ウ 入札提案書類提出日から落札者決定日までに参加資格を喪失した場合

上記イと同様とする。（「入札提案書類の提出日までに本市が認めた場合」は、「落札者決定日までに本市が認めた場合」に読み替える。）

エ 落札者決定日の翌日から特定事業契約締結日までに参加資格を喪失した場合

落札者決定日の翌日から特定事業契約締結日までの間に、落札者の構成員又は協力企業に参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、本市は当該構成員又は協力企業を含む落札者と仮契約を締結しない、又は仮契約を解除することがある。これにより、仮契約を締結しない、又は仮契約を解除しても、本市は一切の責任を負わない。ただし、落札者の申し出により、本市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、残存企業のみで落札者の再構成を行うことができるものとし、本市は変更後の落札者と仮契約を締結できるものとする。

なお、当該残存企業のみで本実施方針に定める入札参加者の参加資格要件を満たしていることが必要となる。

ただし、代表企業が参加資格を喪失した場合は、本市は当該落札者と仮契約を締結しない、又は仮契約を解除する。

## 2 入札参加に関する留意事項

### (1) 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触することのないように留意すること。また、本入札説明書に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。

### (2) 入札提案書類の差し換え等の禁止

入札参加者は、受付以降における入札提案書類の差し換え及び再提出をすることができない。

### (3) 入札の延期等

本市は、不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し又は入札期日を延期することがある。

### (4) 入札の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金を納付しない者のした入札(免除の場合を除く。)

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

- カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合であると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人となった者のした入札
- ケ 予定価格を超える入札
- コ 松戸市総合評価方式において、失格と評価された者のした入札
- サ 内訳書の提出を求めている入札において、その提出がない入札又は積算等によりその内容が不明瞭である入札
- シ アからサまでに掲げるもののほか、その他入札に関する条件に違反した入札

#### (5) 費用の負担

入札に関して入札参加者が要する費用については、それぞれの入札参加者の負担とする。

#### (6) 使用言語、単位及び通貨

使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

#### (7) 入札提案書類の取り扱い

##### ア 著作権

入札提案書類に含まれる著作物の著作権は、入札参加者に帰属する。入札参加者から提出された本事業に関する入札提案書類の著作権は、入札参加者に帰属するものとし、審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、本事業において公表、及びその他市が必要と認める場合には、市は入札提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。なお、入札提案書類については返却しないものとする。

##### イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負うこととする。

##### ウ 情報公開請求

入札提案書類は、公平性、透明性を期すために、「松戸市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、若しくは市が入札提案書類の公表が特に必要と判断する場合には、その全部を原則公開又は公表するものとする。例外的に、入札参加者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより入札参加者の正当な利益を害する情報がある場合には、市の判断で非公開とするものとする。なお、公開又は公表する場合の入札提案書類の使用に関する費用は、無償とする。

#### (8) 本市の提供する資料の取り扱い

入札参加者(入札までに辞退したものを含む)は、本市が提供する資料を、本事業への入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。また、この検討の範囲内であっても、市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させる、又は内容を提示することはできない。

### (9) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、松戸市財務規則第129条の規定に基づき、入札保証金を納めなければならない。

ただし、過去 10 年以内において廃棄物焼却施設建設の公共工事を元請けとして施工した実績を 2 つ以上有する場合は入札保証金を免除する。

### (10) その他

ア 本市は、入札参加者が 1 者であった場合も、落札者選定基準に従い入札提案書類の審査を行う。

イ 入札説明書に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合には、参加資格審査結果の通知前においては本市のホームページにおいて公表する。また、参加資格審査結果の通知後においては入札参加者の代表企業に通知する。

ウ 本市が提示する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

### 3 予定価格及び入札書比較価格

本事業の予定価格及び入札書比較価格(予定価格に110分の100を乗じて得た価格)は、次のとおりとする。

#### (1) 予定価格

103,399,272,000 円(消費税及び地方消費税額を含む。)

#### (2) 入札書比較価格

93,999,338,181 円(消費税及び地方消費税額を含まない。)

#### (3) 留意事項

ア 予定価格及び入札書比較価格は、事業期間中に本市が事業者を支払う設計・建設業務に係る対価及び運営・維持管理業務に係る対価を単純に合計した金額である。

イ 予定価格及び入札書比較価格には、別紙-1及び特定事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込んでいない。

ウ 入札書比較価格を超える入札をした入札参加者は、失格とする。

## V 落札者の決定及び契約に関する事項

### 1 審査及び選定に関する事項

#### (1) 松戸市新焼却施設整備事業者選考委員会の設置

事業提案の審査は、透明性及び公平性を確保することを目的として設置した、学識経験者及び本市の職員で構成される選考委員会において行う。選考委員会は、以下の学識経験者、専門家の5名で構成される。なお、落札者の決定までの間に、事業者決定に関して、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、自己を有利に又は他の入札参加者を不利にするように、各委員に働きかけを行った場合は失格とする。

委員長	八 鍬 浩	(公益社団法人 全国都市清掃会議 技術部長)
副委員長	寺内 清修	(一般財団法人 日本環境衛生センター 次長)
委員	北野 幸樹	(日本大学 生産工学部建築工学科 教授)
委員	江 暁歆	(千葉大学 園芸学研究院 助教)
委員	難波 悠	(東洋大学 経済学研究科公民連携専攻 教授)

#### (2) 審査の手順及び方法

##### ア 参加資格審査

参加資格審査では、参加表明時に提出する入札参加資格審査申請書等について参加資格要件の具備を確認する。

##### イ 提案審査

提案審査では、あらかじめ設定した「落札者決定基準」に従って、選考委員会において入札提案書類等について入札価格と提案内容を総合的に評価し、最優秀提案を選定する。

##### ウ 審査事項

審査事項は、入札説明書と同時に公表する「落札者選定基準」に示す。

##### エ 審査結果

審査結果及び選考結果は公表する。

### 2 契約手続き等

#### (1) 基本協定の締結

本市と落札者は、落札者決定後速やかに、基本協定書(案)について基本協定を締結する。

#### (2) SPCの設立に関する要件

ア 落札者の構成員は、特定事業契約の仮契約締結までに、SPCを設立すること。SPCは、会社法(平成17年法律第86号)に規定される株式会社とし、本市内に本店を置くこと。なお、本事業を実施することを目的に設立する SPC に限り、本施設のしゅん工引渡後

に本施設への移転登記を認める。本施設のしゅん工引渡後に移転を希望する場合は、別途本市に協議を申し入れすること。

イ SPCの設立の目的は、本事業の運営・維持管理業務の実施のみとすること。

ウ SPCへの出資は、落札者の構成員全員によるものとし、落札者の構成員以外の者の出資は認めないものとする。また、構成員のうち代表企業は最大の出資率の者とし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて最大とすること。

エ 全ての出資者は、特定事業契約終了までSPCの株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。

### (3) 特定建設工事共同企業体の組成に関する要件

本事業の設計・建設業務を複数の構成企業により実施する場合は、仮契約締結までに当該構成企業による特定建設工事共同企業体(甲型又は乙型)を組成し、特定建設工事共同企業体協定書を締結すること。なお、甲型JVを組成する場合においては、構成企業の出資比率は2社の場合は30%以上、3社の場合は20%以上とすること。

### (4) 契約に関する協議

本市と落札者は、事業契約書(案)に基づき、特定事業契約の締結に向け解釈齟齬解消を目的とした協議を行う。なお、基本的に入札公告で示した条件の変更は行わない。

### (5) 契約の締結

ア 本市は、落札者及びSPCと基本契約の仮契約を締結する。

イ 基本契約の仮契約の合意内容に基づき、本市は、設計・建設企業と建設工事請負契約の仮契約を締結する。

ウ 基本契約の仮契約の合意内容に基づき、本市は、SPCと運営・維持管理委託契約の仮契約を締結する。

エ これらの仮契約は、全て建設工事請負契約の仮契約が本市議会の議決を得たときに一体のものとして本契約として効力を生ずるものとする。

オ なお、上記の建設工事請負契約の仮契約が本市議会の議決を得ることができなかつたときは、特定事業契約は成立せず、全ての仮契約は、その効力を失う。

### (6) 契約保証金

ア 建設工事請負契約については工事請負費の100分の10以上とする。なお、契約保証金の納付に代わる担保の提供又は契約保証金の免除については、建設工事請負契約による。

イ 運営・維持管理委託契約については、各年度における委託料の100分の10以上とし、当該年度の開始日までに納付するものとする。なお、契約保証金の納付に代わる担保の提供又は契約保証金の免除については、運営・維持管理委託契約による。



## VI 事業実施に関する事項

### 1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、本市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の設計・建設及び運営・維持管理の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うものとする。

### 2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び本市と事業者の責任分担は特定事業契約に定めるものとする。

### 3 事業の実施状況のモニタリング

本市は、特定事業契約に基づき、事業者が実施する本施設の運営・維持管理について、提供される業務水準を確認するため、モニタリングを行う。

本市の実施するモニタリングの方法、内容等については、別添資料「モニタリング実施計画説明書」に示す。

## Ⅶ 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1 立地に関する事項

#### (1) 所在地

千葉県松戸市高柳新田37番地

#### (2) 敷地面積

約35,800㎡(旧工場、多目的広場を含む敷地全体)

#### (3) 立地条件

ア 気象条件(船橋気象観測所の2000年以降のデータより)

- ① 気温 最高39.0℃ 最低-5.4℃
- ② 最大降水量 58.5mm/h

イ 地形・地質条件等

要求水準書(設計建設業務編) 添付資料2、6を参照。

ウ 都市計画事項

- ① 都市計画区域 区域内
- ② 区域区分 市街化区域
- ③ 用途地域 第1種住居地域(今後、第2種住居地域に変更予定)
- ④ 建ぺい率 60%以下
- ⑤ 容積率 200%以下
- ⑥ 日影規制 高さが10mを超える建築物  
敷地境界線からの水平距離が5～10m以内の範囲:4時間以内  
敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲:2.5時間以内  
測定水平面(平均地盤面からの高さ):4m
- ⑦ 防火地域 指定なし
- ⑧ 緑化率 40%以上
- ⑨ 建物高さ規制 海上自衛隊下総航空基地による規制(航空法)、FH45m以下  
ただし、下総航空基地の標高29mを基準とする。
- ⑩ 道路斜線制限 勾配1.25倍以下
- ⑪ 隣地斜線制限 立ち上がり20m+勾配1.25倍以下

エ その他関連する法規制条件

- ① 文化財保護法 搬入口付近の一部が「埋蔵文化財包蔵地」に該当する可能性有  
令和6年度調査では該当せず、今後該当する場合は協議等を要する。
- ② 電波法 東側は電磁法による伝搬障害防止区域内であるため、高さ31m超の建築物等に制限あり。

## オ 敷地周辺設備

建設用地内への引込み等は設計建設事業者が行う。

- ① 電気 特別高圧受電(現状は高圧受電)
- ② 燃料 都市ガス(中圧ガス、敷設済)若しくはLPガス等、設計建設事業者の提案に委ねる
- ③ 用水 上水(口径75mm、敷設済) 及び井水(断水時は使用可、敷設無し)
- ④ 排水 生活排水:下水道放流(敷設済)  
プラント排水:場内再利用又は下水道放流(敷設済)
- ⑤ 雨水 極力再利用を図るが、余剰分は雨水流出抑制施設を通し、既存の流末(水路)に放流。

## 2 建物等の概要

### (1) 本施設の概要

ア 施設の種類	ごみ焼却処理施設
イ 処理対象物	可燃ごみ、その他のプラスチック等のごみ、残さ等、災害廃棄物
ウ 処理方式	ストーカ式
エ 処理能力	402t/24h(134t/24h×3炉)
オ 余熱利用	新たな余熱利用施設(本事業には含まず別に整備予定)

### (2) 対象工事、対象施設

- ア 旧施設、多目的広場等及び事業用地に隣接する敷地内余熱利用施設解体工事
- イ 土壌汚染調査及び対策工事
- ウ 敷地造成工事
- エ 工場棟
- オ 管理棟(工場棟と合棟とすることも可とする。)
- カ 計量棟
- キ 洗車棟(いずれかの施設と合棟とし「洗車場」とすることも可とする。)
- ク 多目的広場  
芝生広場(災害時には災害廃棄物置場や避難者の駐車場として活用できるものとする)、散策路、ドッグラン(管理棟屋上等に設置することも可とし、設置場所については提案による)、植栽、トイレ、ベンチ、水飲み場
- ケ 災害廃棄物(可燃物)仮置きスペース(約200㎡を芝生広場以外に設けることとする)
- コ 雨水流出抑制施設
- サ 駐車場
- シ 構内道路
- ス その他(植栽、門・囲障等)

## Ⅷ 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1 法制上及び税制上の支援

本事業に関して事業者への法制上及び税制上の優遇措置は行わない予定である。

### 2 財政上及び金融上の支援

本事業に関して事業者への財政上及び金融上の支援は行わない予定である。

### 3 その他

本市は、事業者が本事業実施に必要となる許認可等に対し、必要に応じて協力をを行う。

## IX その他

### 1 議会の議決

本市は、特定事業契約の締結にあたっては、建設工事請負契約について本市議会の議決を経るものとする。基本契約及び運営・維持管理委託契約については、建設工事請負契約の議決を効力発生条件とする。

### 2 情報提供

本事業に係る情報提供は、適宜、本市のホームページ等を通じて行う。また、情報公開は関係法令等に基づき行う。

### 3 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て入札参加者の負担とする。

### 4 入札説明書等に関する問合せ先

入札説明書等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

松戸市 環境部 清掃施設整備課

〒271-8588

千葉県松戸市根本387番地の5 新館6階

電話 047-366-7335

E-mail [mcsshisetsu@city.matsudo.chiba.jp](mailto:mcsshisetsu@city.matsudo.chiba.jp)

## 別紙－1 対価の構成と改定方法

### 1 対価の構成

本事業において本市が事業者に支払う対価の構成は、次のとおりである。

対価の構成	対象業務
設計・建設業務に係る対価 (工事請負費)	① 設計業務 ② 建設業務
運営・維持管理業務に係る 対価(委託料)	① 運営・維持管理業務 ② SPCに係る経費等

### 2 対価の算定方法

#### (1) 設計・建設業務に係る対価

本市は、本事業の設計・建設業務に係る対価について、工事請負費として建設事業者を支払う。

工事請負費について、環境省の循環型社会形成推進交付金制度等を活用することを想定しているため、その点を踏まえて算定すること。

また、公共工事の前払金保証事業に関する法律第5条の規定により登録を受けた保証事業会社の保証がなされている場合、前払金は、各会計年度に当該会計年度の出来高予定額の4割以内の額を支払う。

#### (2) 運営・維持管理業務に係る対価

運営・維持管理業務に係る対価の構成は、次のとおりである。

区分	支払いの対象となる費用	算定方法※1
委託料 A (固定費)	<p>&lt;対象費目&gt;                      運営・維持管理業務に係る費用のうち、搬入廃棄物量によらず金額が一定の費目                      ・人件費                      ・維持管理費(補修費用を除く)                      ・その他費用(SPC経費等)                      ・電気基本料金、水道基本料金                      ・保険料</p>	<p>■各支払月の支払金額                      = [左欄対象費用の運営・維持管理期間中の費用の合計金額] ÷ 支払回数(12回/年×20年)</p> <p>*各年度の支払金額は、当該年度の運営月数に基づき算定する。</p>
委託料 B (変動費)	<p>&lt;対象費目&gt;                      運営・維持管理業務に係る費用のうち、搬入廃棄物量に応じて変動が生じる費目                      ・副資材、薬剤費                      ・消耗品費                      ・用役費(電気、燃料、水道等)                      ・その他費用(搬入廃棄物量)</p>	<p>■各支払月の支払金額                      = 各支払月の搬入廃棄物量(実績値) ※2 × 提案単価(円/t)</p> <p>*入札価格の算定にあたっては、各年度の委託料Bは、                      = 各年度の搬入廃棄物量(計画値：                      98,229t/年) ※3 × 提案単価(円/t) とす</p>

	に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できるもの。）	る。 なお、初年度及び最終年度の運営月数が12か月に満たない場合は、計画値を12で除し、当該年度の運営月数を乗じて算定するものとする。
委託料 C (補修費)	<対象費目> 補修費用	<p>■各支払月の支払金額 補修費用は各年度の補修計画に合わせた金額とし、支払金額が変動することは認める。 ただし、本市の支払金額の平準化に配慮をすること。</p> <p>※各年度の支払金額は、当該年度の運営月数に基づき算定する。</p>

※1 各支払期の支払金額は、1円未満を切り捨てるものとする。

※2 「各支払期の搬入廃棄物量(実績値)」は、ごみ計量機にて計量した搬入量とし、単位は(t)、小数点以下第2位(10kg 単位)までを有効桁数とする。

※3 入札価格算定における「各年度搬入廃棄物量(計画値)」は、要求水準書(設計建設業務編)で示す「計画ごみ量(令和16年度)」とする。

### 3 対価の支払方法

#### (1) 設計・建設業務に係る対価(工事請負費)の支払方法

工事請負費の支払いは、令和8年度から令和15年度までの各会計年度において、基本的に出来高に応じて支払うものとする。

公共工事の前払金保証事業に関する法律第5条の規定により登録を受けた保証事業会社の保証がなされている場合、前払金は、各会計年度に当該会計年度の出来高予定額の4割以内の額を支払う。なお、中間前払いは行わない。

#### (2) 委託料の支払方法

##### ア 支払回数

委託料 A(固定費)	: 240回(20年間×年12回)
委託料 B(変動費)	: 240回(20年間×年12回)
委託料 C(補修費)	: 240回(20年間×年12回)

イ 本市は、運営・維持管理委託契約の規定に従い、毎月の報告書を受領した場合、当該受領日から原則10日以内に事業者に対して業務の確認結果を通知する。ただし、年度末は除く。事業者は、当該通知を受領後速やかに直前の1か月に相当する委託料に係る請求書を本市に提出する。本市は請求を受けた日から30日以内に、事業者に対して当該委託料を支払う。ただし、本市がモニタリングを行った結果、是正勧告を行うに至った場合には、当該是正勧告の対象となる事象が解消される日まで該当する期間に係る委託料の支払を留保することができる。この場合、事業者は、改善確認の通知を本市

から受領した後速やかに当該通知に従って是正の改善を行い、留保が解消された委託料に係る請求書を本市に提出するものとする。

ウ 委託料A(固定費)について、1回あたり支払額は、事業者が提案した20年間の合計額を240で除した金額とする。なお、初年度及び最終年度の運営月数が12か月に満たない場合でも、1回あたりの支払額は均等割りとする。

エ 委託料B(変動費)について、1回あたりの支払額は、〔各支払月の搬入廃棄物量(実績値)×提案単価(円/t)〕によるものとする。

オ 委託料C(補修費)について、補修費の1回あたりの支払額は、各年度の補修計画に合わせて提案した補修費を12で除した額とする。なお、初年度及び最終年度の運営月数が12か月に満たない場合でも、1回あたりの支払額は均等割りとする。また、本市と事業者が協議のうえ、補修計画の見直しにより、各年度の支払金額を見直すことができる。ただし、その場合において委託料C(補修費)の事業期間中の総額は変更しない。

#### 4 対価の改定

##### (1) 工事請負費の改定

工事請負費の賃金又は物価の変動に基づく見直しについては、建設工事請負契約書(案)に定めるとおりとする。

##### (2) 委託料の物価変動による改定

運営・維持管理業務に係る対価について、物価変動による委託料の見直しを行う。

###### ア 改定の条件

運営・維持管理業務に係る対価の支払額については、年1回改定のための確認を行うものとする。

指標毎に改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、増減があった場合に当該指標に対応する改定対象となる費用の改定を行うものとする。なお、事業者は変動の有無にかかわらず、本市へ書面により毎年報告を行うこと。

毎年、8月末時点で公表されている最新の指標(直近12か月の平均値)に基づき、9月末までに見直しを行い、翌年度の運営・維持管理業務に係る対価を確定する。改定された運営・維持管理業務に係る対価は、改定年度の翌年の第1支払月の支払いから反映させる。

初回の改定は、令和14年8月末時点で公表されている最新の指標(直近12か月の平均値)に基づき、令和14年9月末までに見直しを行い、令和15年度の運営・維持管理業務に係る対価を確定する(比較対象は契約時点である令和8年12月末時点で公表されている最新の指標(直近12か月の平均値)とする。)。改定された運営・維持管理業務に係る対価は、令和15年度の第1支払月の支払いから反映させる。

ただし、本施設の正式なしゅん工引渡し時期が早まった場合においては、初回の改定の対応手順を別途に協議するものとする。

なお、初回改定時の基準額は特定事業契約書に定めた額となる。

イ 改定の計算方法

運営・維持管理業務に係る対価のうち、改定の対象となる費用については、次式に従い見直しを行う。

$$Y = \alpha \times X$$

Y:改定後の当該費用(税抜)

X:前回改定後の当該費用

(税抜、第1回目の改定が行われるまでは特定事業契約書に示された当該費用)

$\alpha$ :改定割合(改定時の指数/前回改定時の指数)

※1 当該指数について、ウに示すとおりとする。

※2 当該改定割合に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、小数点以下第4位未満を切り捨てる。

※3 計算結果による各費用の1円未満は切り捨てるものとする。

ウ 改定に用いる指標

改定の対象となる費用、各費用に対応した物価変動等の指標を以下に示す。

区分	改定対象となる費用	指標
委託料A (固定費)	人件費	「毎月勤労統計調査/調査産業計(事業所規模30人以上)/現金給与総額指数/千葉県平均」厚生労働省
	維持管理費 (補修費用を除く。)	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」日本銀行調査統計局
	その他費用	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」日本銀行調査統計局
	電気基本料金、水道基本料金	各供給事業者等との受給契約が変更等された場合、本市と事業者が変更内容をもとに協議し、本市が変更等を決定する。
	保険料	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/賠償責任保険」日本銀行調査統計局
委託料B (変動費)	副資材、薬剤費	「消費税を除く国内企業物価指数/化学工業製品/有機化学工業製品」日本銀行調査統計局
	用役費(燃料)	「消費税を除く国内企業物価指数/石油・石炭製品/該当する種類」日本銀行調査統計局
	用役費(電気・水道料金)	各供給事業者等との受給契約が変更等された場合、本市と事業者が変更内容をもとに協議し、本市が変更等を決定する。
	消耗品費、その他費用	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/総平均」日本銀行調査統計局
委託料C (補修費)	補修費用	「消費税を除く企業向けサービス価格指数/プラントメンテナンス」日本銀行調査統計局

※落札者決定後、落札者の提案する指標、改定頻度等の条件について合理性及び妥当性があると本市が認める場合、本市及び事業者は、協議を行い落札者の提案する指標により事

業契約を締結することができる。ただし、提案書において、当該費目の内訳を明記すること。  
※指標の取得後に遡及訂正等が行われた場合であっても、改定率の再計算は行わず、以降の見直し時も取得時点の指標を使用する。ただし、基準年の変更が行われた場合は、最新基準年における指標を使用するものとする。  
※用いる指標がなくなる、内容が見直されて本事業の実態に合わなくなるなどの場合は、その後の対応方法について本市と事業者との間で協議して定めるものとする。

#### エ 消費税及び地方消費税の改正による改定

運営・維持管理期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、本市の事業者への支払いに係る消費税及び地方消費税については、本市が改定内容に併せて負担する。